

浦 監 第 4 2 0 号
令和 4 年 3 月 15 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査（小・中学校監査）
（令和3年4月1日～令和3年7月31日）

2. 監査対象部課 教育総務部：指導課、保健体育安全課、学務課

3. 監査結果公表年月日 令和4年1月14日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>（書類審査）</p> <p>(1) 補助金交付関係書類一式 〔個別〕</p> <p>ア 浦安市ふるさとふれあい教育活動推進事業補助金について、交付時に金銭出納簿が作成されていなかった。（日の出小学校、入船中学校：特色ある学校づくり部門）</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>（改善事項：指導課）</p>	<p>補助金交付関係書類等について、学校に出向き直接指導しました。</p> <p>また、学校徴収金事務処理マニュアルに則り、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、作成について周知徹底を図るとともに、担当課補助金担当者及び学校管理職で確認します。</p>
2	<p>イ 浦安市学校部活動奨励補助金について、小口現金用収入票が起票されていないものがあつた。（浦安中学校）</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>（改善事項：保健体育安全課）</p>	<p>浦安市学校部活動奨励補助金について、小口現金用収入票を作成するよう指導しました。</p> <p>また、学校徴収金事務処理マニュアルに則り、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、作成について周知徹底を図るとともに、担当課補助金担当者及び学校管理職で確認します。</p>

3	<p>ウ 浦安市立学校県大会・関東大会・全国大会出場補助金について、・支出票・金銭出納簿が作成されていなかった。（堀江中学校）</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>（改善事項：保健体育安全課）</p>	<p>浦安市立学校県大会・関東大会・全国大会出場補助金について、支出票・金銭出納簿を作成するよう指導しました。</p> <p>また、学校徴収金事務処理マニュアルに則り、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、作成について周知徹底を図るとともに、担当課補助金担当者及び学校管理職で確認します。</p>
4	<p>（学校現地監査）</p> <p>(1) 学校徴収金に関する書類（金銭出納簿と預金通帳の確認）</p> <p>〔個別〕</p> <p>ア 徴収時に金銭出納簿が作成されていなかった。（日の出南小学校：林間学校費）</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>（改善事項：学務課）</p>	<p>徴収時は必ず金銭出納簿の作成を徹底するよう指導しました。</p> <p>また、学校徴収金事務処理マニュアルに則り、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>引き続き、年度当初、学校徴収金マニュアル説明会を開催し、適切な事務処理を行うよう指導徹底します。</p>